(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市内の幼稚園及び認定こども園(以下「幼稚園等」という。)が一時預かり事業を実施するために必要な備品等を購入するため、一時預かり事業(幼稚園型 I)環境整備補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、船橋市補助金等の交付等に関する規則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、一時預かり事業(幼稚園型I)実施施設とは、船橋市一時預かり事業(幼稚園型I)実施要綱第5条第2項に基づき、市長が一時預かり事業の実施を認めた幼稚園等とする。

(補助の対象)

- 第3条 補助の対象は、一時預かり事業(幼稚園型I)を実施する際に要する備品等購入費(リースによるものを除く。)とする。
- 2 補助対象期間は、当該事業を開始した日の属する年度に限るものとする。
- 3 補助の対象となる備品は、一時預かりの利用児童が使用する遊具、玩具、又 は児童用の机、椅子、靴箱等とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1園当たり10万円を限度として、予算の範囲内において定める額とする。

(交付の申請)

- 第5条 補助金の交付申請は、船橋市一時預かり事業(幼稚園型I)環境整備補助金交付申請書(第1号様式)に市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。
- 2 交付申請の時期は、当該申請年度における9月30日までとする。ただし、 市長が認める場合については、この限りではない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して、 交付の可否を決定し、その旨を船橋市一時預かり事業(幼稚園型I)環境整備 補助金交付可否決定通知書(第2号様式)によって、申請者に通知する。

(交付の時期)

第7条 第5条の規定による申請に係る補助金については、交付決定後、速やか に交付するものとする。

(交付の条件)

- 第8条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 申請者は、補助事業により取得した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下、「適化法施行令」という。) 第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経

- 過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (2) 市長の承認を受けて財産を処分することにより申請者に収入があった場合には、市長はその収入の全部又は一部を市に納付させることができる。
- (3) 申請者は、補助事業により取得した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 申請者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第3号様式)によりすみやかに市長に報告しなければならない。市長は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。
- (5) 申請者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を備え、当該収支についての証拠書類を整理し、補助金の額の決定の日の属する年度の終了後、5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(交付決定の取消等)

第9条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた事業実施者があるときは、市長は、補助金の交付決定を取り消し、 又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(補則)

第10条 ここに定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に 市長が定める。

附則

- この要綱は、平成27年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、令和4年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

第1号様式

船橋市一時預かり事業(幼稚園型 I)環境整備補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地 法人名 代表者名

船橋市一時預かり事業(幼稚園型I)環境整備補助金の交付を受けたいので、船橋市一時預かり事業(幼稚園型I)環境整備補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

施 設 名所 在 地交付申請額

円

消費税の適用に関する事項(該当するものに☑(チェック))

1	補助金交付額の算定
	消費税額を補助対象費用に含めないで補助金交付額を算定
	消費税額を補助対象費用に含めて補助金交付額を算定
	※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕
	入控除税額報告書」の提出が必要となります。(返還額が0円の場合も含む。)
2	
2	①で「消費税額を補助対象費用に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由 免税事業者である
② □	
② □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	免税事業者である

船橋市一時預かり事業(幼稚園型I)環境整備補助金交付可否決定通知書

年 月 日

円

様

船橋市長

年 月 日付けにて交付申請のありました船橋市一時預かり事業 (幼稚園型 I) 環境整備補助金について、船橋市一時預かり事業 (幼稚園型 I) 環境整備補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付します。 交付決定額

交付しません。
理由

年 月 日

船橋市長 あて

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

法人名 施設名 住 所 代表者氏名

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けました船橋市一時預かり事業(幼稚園型I)環境整備補助金について、船橋市一時預かり事業(幼稚園型I)環境整備補助金交付要綱第8条第4号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 船橋市一時預かり事業(幼稚園型 I)環境整備補助金交付額

金

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控 除税額

金

3 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる 資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。